

認定こども園・保育園の 利用手続きについて

子ども・子育て支援法の規定により、認定こども園・保育園に入園するためには、市による認定（教育・保育給付認定）が必要となります。

この案内では、教育・保育給付認定に関することや手続きに必要な「教育・保育給付認定申請書」の記入例等を掲載しています。内容を確認しながら申請書への記入をお願いします。

ご不明な点がありましたら、こども教育課幼児教育係、もしくはお近くの認定こども園、保育園へお問い合わせください。

令和5年8月

妙高市教育委員会
こども教育課 幼児教育係
(電話:74-0040)



目次

教育・保育給付認定について	2ページ
入園手続きのスケジュールについて	2ページ
教育・保育給付認定申請書の記載方法	3～4ページ
添付書類について（2・3号のみ）	5ページ
その他	6ページ

申請にあたっての注意事項（以下の場合は受付できません）

1. 保育を必要とする事由の証明書類（就労証明書等）が添付されていない場合。（2・3号）
 2. マイナンバー（入園児童と同居親族全て）が記載されていない場合。
 3. 提出時に申請者のマイナンバーがわかる書類（通知カード等）をお持ちでない場合。
- ※この3点はいずれも子ども・子育て支援法及び付随する政省令の規定によるものです。

入園に関する注意事項（入園が取り消しになる場合があります）

- * 申請の内容に虚偽がある、または、申請時の内容と入園後の実態（令和6年4月の状況）に相違がある場合、退園または入園の内定（決定）が取り消しとなる場合があります。
- * 就労内容など、申請内容が変更になった際は、速やかに園または係へご連絡ください。
- * 在園する園児の住民票が市外に異動したときは、原則として異動日付で在園（入園予定）する施設の利用はできません。

1 教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定は、お子さんの年齢や保護者（父母双方）の就労状況等により「1号、2号、3号認定」に区分されます。

2号認定または、3号認定を受ける方については、提出された就労（内定）証明書等の内容によって、市が「保育標準時間」または「保育短時間」の認定をします。

教育・保育給付認定区分		対象となる子ども	利用できる施設
区分	利用時間		
1号認定	教育標準時間（4時間程度）	満3歳以上の小学校就学前の子ども	・認定こども園
2号認定	保育標準時間（最長11時間）	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「保育を必要とする事由」に該当する場合	・認定こども園 ・保育園
	保育短時間（最長8時間）		
3号認定	保育標準時間（最長11時間）	満3歳未満の小学校就学前の子どもで「保育を必要とする事由」に該当する場合	
	保育短時間（最長8時間）		

【1号認定】・・・平日8:00～14:00（ときわこども園） 平日9:00～15:30

預かり保育時間 7:30～8:00、14:00～19:00（平日）、7:30～12:30（土曜日）
（ときわこども園）7:30～9:00、15:30～19:00（平日）、7:30～12:00（土曜日）

【2・3号認定】・・・平日8:00～16:00、土曜日8:00～12:00

早朝保育時間 7:30～8:00
延長保育時間 16:00～19:00（平日）、12:00～12:30（土曜日※公立園のみ）
土曜午後保育 12:30～17:30（一部の園のみ）

※早朝・延長保育、土曜午後保育、預かり保育については別途申し込みが必要となります。（一部有料）

「保育を必要とする事由」チェックシート

◆保護者が次のいずれかに該当する場合は、2号または3号認定の教育・保育給付認定申請をすることができます。

<input type="checkbox"/> 1 就労（月48時間以上）※育児休業中で、職場復帰に際して入園を希望する方も含む
<input type="checkbox"/> 2 妊娠中 ※原則として産前8週、産後8週以内の期間
<input type="checkbox"/> 3 保護者の疾病、障害
<input type="checkbox"/> 4 親族を常時介護・看護する必要がある
<input type="checkbox"/> 5 災害復旧の期間中
<input type="checkbox"/> 6 求職活動中 ※入園から3ヶ月
<input type="checkbox"/> 7 就学
<input type="checkbox"/> 8 虐待やDVから子どもを保護する必要がある
<input type="checkbox"/> 9 その他、上記以外に保育を必要とする場合 (入園年度の4月1日現在で3歳以上であり、居住地近くに認定こども園がないため、保育園への入園を希望する場合等)

2 入園手続きのスケジュールについて

入園関係のスケジュールについては、下記の予定となっております。

順序	内容	時期（予定）
1	入園申込受付	9/1～9/29まで
2	申し込みをした認定こども園または保育園で入園面接を実施	10月中旬～11月中旬頃
3	入園調整（希望者が定員を超えた場合は、市が入園調整を行います。）	面接終了後～12月
4	入園承諾書の送付	1月中旬
5	保護者説明会	2～3月

3 申請書の記入例について

別記様式第1号（第3条関係）

記入例

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書

令和6年4月1日の状況について記入してください。

年 月 日

妙高市長 宛て

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

保護者の 氏名・住所 生年月日	氏名	生年月日	住所			
	妙高太郎 印	S×年 ×月 ×日	妙高市××町5-1			
令和5年1月1日 時点の住所 (*1)		<input checked="" type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 ()				
申請に係る 小学校就学前 子ども	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	個人番号 (マイナンバー)		
	みょうこう こたろう 妙高 小太郎	R2年10月1日(3歳)	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	1234-5678-9016		
連絡先	自宅	72-××××	父携帯	090-××××-××××	母携帯	080-××××-××××
保育の 希望の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 : 保護者の労働又は疾病等により、認定こども園・保育所等(*2)において保育の利用を希望する場合					
	無 : 認定こども園での教育・幼稚園の利用を希望する場合					

(*1) 令和5年1月1日現在に妙高市に住所がない場合は、両親の前住所地の「令和5年度分市町村住民課税証明書」または「令和5年度分市町村住民税納税通知書」が必要となります。

(*2) 「認定こども園・保育所等」は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を含みます。「保育の希望の有無」で、『有』に○をした人は①～④に、『無』に○をした人は①、②及び④に、必要事項を記入してください。

①世帯状況(申請する子どもを除く同居親族)※入園年度の4月1日時点の状況を記載ください。

区分	(ふりがな) 氏名	申請する 子ども との続柄	生年月日	性別	職業 又は 学校名	個人番号 (マイナンバー)
子どもの 世帯員	みょうこう たろう 妙高 太郎	父	SXX年X月XX日生	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	会社員	1234-5678-9012
	みょうこう よしこ 妙高 好子	母	SXX年X月XX日生	男 <input checked="" type="radio"/> 女	パート従業員	1234-5678-9013
	みょうこう みか 妙高 美花	姉	HXX年X月XX日生	男 <input checked="" type="radio"/> 女	XX小学校○年	1234-5678-9014
	みょうこう はな 妙高 ハナ	祖母	SXX年X月XX日生	男 <input checked="" type="radio"/> 女	無職	1234-5678-9015
				年 月 日生	男・女	
			年 月 日生	男・女		
家庭の状況			<input type="checkbox"/> ひとり親家庭(<input type="checkbox"/> 離婚又は死別 <input type="checkbox"/> 未婚) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外			
生活保護の適用の有無			<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有 (年 月 日保護開始)			
右に掲げる条件に該当する世帯員の有無			<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有 (該当項目 : 該当世帯員名 :) ※該当がある場合は証書等の写しを添付してください。 ア 身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳の交付を受けた者 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 エ 特別児童扶養手当の支給対象児 オ 国民年金の障害基礎年金等の受給者			

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和6年 4月 1日から 令和9年 3月 31日まで	
利用を希望する 施設(事業者)名	<input checked="" type="checkbox"/> 新規入園 <input type="checkbox"/> 転園 (現在の園名 :)	事業所番号※
	第1希望 さくらこども園 (希望理由) 家から近いため	
	第2希望 よつばこども園 (希望理由) 家から近いため	
	第3希望 斐太北保育園 (希望理由) 通勤途中のため	
	第4希望 新井おおぞら保育園 (希望理由) 校区内の園のため	

令和6年4月1日時点で3歳以上のかたは第2希望まで、3歳未満のかたは第4希望まで記載ください。

裏面

③保育の利用を必要とする理由等

保育を必要とする理由	続柄	必要とする理由				備考
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育休継続利用 <input type="checkbox"/> その他（ ）				<保育時間> 保育短時間…8:00～16:00 この時間帯を超えて利用する場合は保育標準時間となります。
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育休継続利用 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
保育必要量	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間（1日11時間まで）		<input type="checkbox"/> 保育短時間（1日8時間まで）			
希望する利用時間	利用曜日		利用時間			
	月曜日 から 金曜日 まで		登園時間	7:30	降園時間	17:00
	土曜日（ <input type="checkbox"/> 利用する <input checked="" type="checkbox"/> 利用しない）		登園時間	:	降園時間	:

④税務情報等の提供に当たっての署名欄

市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 妙高太郎 印

- ※ 添付書類
- ・③の事項を証明する書類（就労証明証など）
 - ・利用者負担額の算定に必要な書類
 - ・その他必要な書類

*市記載欄

受付年月日	年 月 日
-------	-------

認定の可否		認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由)			<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
年 月 日認定			
教育・保育給付（入所）の可否			認定(利用)期間
可・否 (否とする理由)			自 年 月 日 至 年 月 日
[<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型]			
入所施設（事業者）名			
<input type="checkbox"/> 認定こども園（ <input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼（ <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保） <input type="checkbox"/> 保（ <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保） <input type="checkbox"/> 地（ <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保）） <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型（ <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事）			
支給認定証の交付希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
備考			

*施設記入欄（施設（事業者）を經由して市に提出する場合）

受付年月日	年 月 日
-------	-------

施設（事業者）名	(事業所番号:)
担当者氏名・連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約（内定）の有無	有（契約・内定（年 月 日契約(内定)））・無
備考	

(裏面)

4 教育・保育給付認定申請書の添付書類について

教育・保育給付認定申請書の「③保育の利用を必要とする理由等」欄に記載の理由を確認するために、次の書類を教育・保育給付認定申請書に必ず添付してください。（添付がない場合は受付できません）

※1号認定を受ける場合は不要です。申請書のみを提出ください。

保育の利用を必要とする事由	提出書類名	添付書類・説明
①就労	就労(内定)証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主から記載していただく書類です。 ・自営業主・自営業専従者・家族従業者のかたは「事業開始届の写し」や「確定申告書の写し」など就労を確認できる書類を添付してください。 ・育児休業復帰に伴う入園のかたは、入園前に「育休復帰証明書」を提出していただきます。
②妊娠・出産	申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・「母子健康手帳」を保護者名・出産日（予定日）がわかるように写しを提出してください。
③保護者の疾病・障がい		<ul style="list-style-type: none"> ・「医師の診断書」または「障害者手帳・療育手帳等の写し」を提出してください。
④親族の介護・看護		<ul style="list-style-type: none"> ・「医師の診断書」や「介護認定証の写し」など介護・看護の状況等がわかる書類を提出してください。
⑤災害復旧		<ul style="list-style-type: none"> ・「罹災証明書の写し」を提出してください。
⑥求職活動		<ul style="list-style-type: none"> ・「ハローワークカードの写し」など求職活動の状況がわかる書類を提出してください。 ※活動実態が認められない場合は無効となる場合があります。
⑦就学		<ul style="list-style-type: none"> ・「在学証明書・学生証の写し（在学期間や1日のカリキュラムがわかるもの）」を提出してください。
⑧家庭内暴力・虐待		<ul style="list-style-type: none"> ・市の担当部署に状況を確認させていただきます。
⑨その他		<ul style="list-style-type: none"> ・①～⑧には該当しないが3歳以上であり、集団生活が必要ではあるが、認定こども園が居住地周辺になく、1号認定を受けることができない場合等

※ 添付書類名が複数ある場合（③、④）はいずれか1つをご用意いただければ結構です。

※ 上記以外の書類でも、認定事由を証明することができる書類であれば結構です。詳しくはこども教育課幼児教育係へお問い合わせください。

【「求職活動」の取り扱いについて】

就労先が決まっており、就労先から就労（内定）証明書を作成いただける場合や、内定の証明書がある場合は、“就労”を理由として申請してください。それ以外の場合は“求職活動”を理由として申請し、就労が決まったときに変更申請をしてください。

5 その他

認定（利用）期間について

- ・次の表を参考に小学校就学前までの期間を記載してください（1～3号）。
- ・3号認定の有効期間は満3歳到達の2日前に切れますが、自動的に2号認定に更新されるため、引き続き小学校就学前まで在園可能です。
- ・ただし、保育を必要とする事由が「妊娠・出産」の場合は、原則として出産予定日の8週間前から出産日から8週間が経過した日の属する月の末日まで、「求職活動」の場合は最大3か月までの在園となります。

保育年齢	小学校就学前までの期間
0歳児	令和6年4月1日から 令和12年3月31日まで
1歳児	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
2歳児	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで
3歳児	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
4歳児	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
5歳児	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

※保育年齢は、令和6年4月1日現在の年齢です。

【慣らし保育にご留意ください】

- ・ご家庭とは環境が異なる、園での生活に伴うお子様の負担をやわらげるため、原則、降園時間を11:00→12:30→16:00と約2週間かけて徐々に伸ばしていく「慣らし保育」を行っています。
- ・4月入園の場合は、3月に慣らし保育を行うことはできませんので、復職日にご配慮いただくようお願いいたします。
- ・途中入園の場合は、職場復帰する日から逆算し、慣らし保育を行います。

教育・保育給付認定申請書の提出先・提出期限

提出先：妙高市教育委員会（市役所4階）
こども教育課 幼児教育係
市内各認定こども園・保育園

提出期限：令和5年9月29日（金）まで

- ◆ 記入箇所は漏れなく記入してください。
- ◆ 必要書類は提出期限までに必ず提出してください。
- ◆ 申請された内容が事実と異なる場合は、入園を取り消すことがあります。すべての書類は事実に基づいて正確に記入してください。